

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

〔目次〕

- 日本の社会に“変化”を求めて
——子どもの権利条約フォーラム
'94開かれる1~5
 - ・子どもアクション広場で活発な論議
 - ・参加する子どもがつくっていく企画に
 - ・青森からフォーラム'94に参加して
- 条約発効から半年——参議院文教
委員会で集中審議5
- 子どもの権利条約のモニタリング
——ゲント大学セミナー6~7
- 会員の声、本の紹介8

日本の社会に“変化”を求めて

——子どもの権利条約フォーラム'94開かれる

一九九四年一月五日(土)〜六日(日)、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「子どもの権利条約フォーラム'94」が開催された。

今年のフォーラムはユニセフ駐日代表事務所、東京都の後援を受け、子どもの権利条約ネットワーク、国際子ども権利センターなど九団体によって構成される実行委員会が、八〇にのぼる賛同団体、のべ四〇〇名の参加者のもとで開催したものである。

一日目は、午後一時から、全体会が行なわれ、①参加型学習「子どもの権利条約ワークショップ」、②NGO・市民グループパネルディスカッション、③子どもアクション広場、④広報コンテスト・常設展示(両日とも)、⑤ランキン・タクシーさんのラップ「子どもの権利条約を子どもへ」などの交流会、がなかなかムードの中で進行した。

“楽しさ・出会い・気づき”のある条約学習

参加型学習「子どもの権利条約ワークショップ」では、二〇〇名余りの参加者が三つのグループに分かれ、栗野真造さん、栗本敦子さん、浜田進士さんの企画・進行のもとで、ゲーム感覚で楽しく条約を学ぶ方法を体験した。

各グループとも四〜五人のチームになり、小学生から高齢者まで様々な出会いと交流が行なわれ、世代をこえて「子どもの権利」の大切さを実感することができた。

NGO・市民活動を支える社会とは

参加型学習の後には、子どもアクション広場(二〜三頁に特集)と平行し

て、おとな中心のNGO・市民グループパネルディスカッションが活発に行なわれた。パネラーは、味噌岡子さん(全P研)、伊藤弘さん(シャプラー)、田中好子さん(パレスチナ子どものキャンペーン)、中島絢子さん(神戸・子どもの人権と健康を考える会)の四氏。大河内秀人さん(アユース)の司会のもとで、人間が人間らしく生きていけるような社会をつくっていくためのNGO・市民団体の役割やその発展の社会的基盤づくりについて率直な意見の交換が行なわれた。

なお、二日目は、昨年から継続する四つの分科会(教育・地域・家族・少年司法)と、新設された特設分科会(意見表明権)及び大田堯呼びかけ人の講演による入門分科会が各々三〇名前後の参加のもとで行なわれ、活発な討論が展開された。

広報コンテストは、このフォーラムのために何日もかけて準備・努力した成果がむくわれて、札幌の「子どもの権利条約を広める10代の会」に票が集まり栄光の座に輝いた。

(文責 喜多明人)

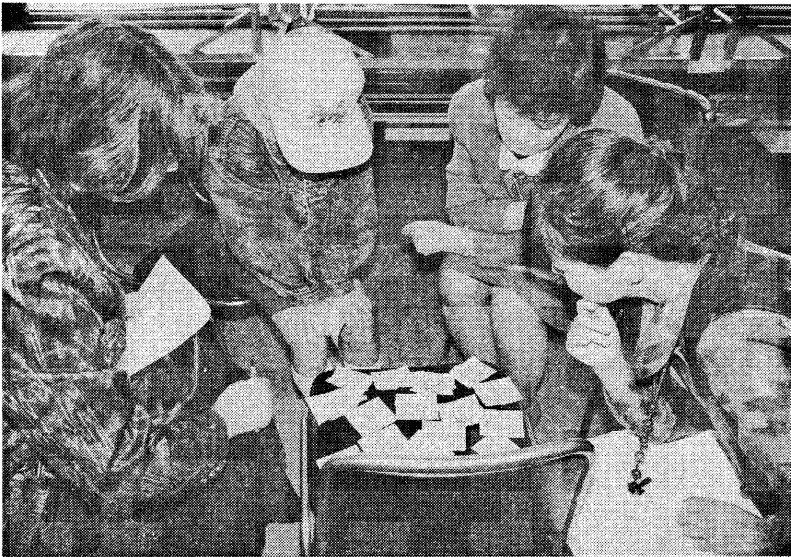
子どもアクション広場で活発な論議

子どもアクション広場に集う若者たち



「校則とか、大阪の方が自分自身の問題として一生懸命やっている。負けた。」青森の中学生と大阪の中学生が交流しての弁。権利行使の経験が少しずつ若者の間で交流され、拡げられている。

参加型学習で、子どもも大人も真剣！



フォーラム共和国の経済破たん、ぼくの州は大ピンチ。「どの予算を削るのかな？ テレビとパソコンは残したい。でも「教育」費や「福祉」は削れないわね。」

一月五日の子どもの権利条約フォーラムにて、子どもアクション広場を開催しました。私自身は、和田洋子（子どもの権利条約ネットワーク）、水

永啓子（地球子ども会議）と共に、このアクション広場の企画に関わりました。当日の参加者は、条約に関係する行動をしている子どもたち約四〇名、

一般参加の子どもたち（学生含む）約二〇名、大人約五〇名、計約一〇〇名でした。席の配置は部屋を中心に開けて丸く円のように並び、その席に大人

と子どもが向かい合うようにして行なわれました。

参加した子どもたちのグループは、二二グループで以下のとおりです。生徒会連盟（千葉）、

生徒人権プロジェクト実行委員会（千葉）、ディサイド（東京）、JHC（大阪）、SBW（東京）、子どもの権利条約を広める10代の会（北海道）、ヒューマンボイス（長野）、ちびすけランド共和国 中学生リーダーズ倶楽部「トイキング・キッズ」（青森）、ユース・エンディング・ハンカー（東京）など。

趣旨としては、全国の活動を起こした子どもたちの交流、大人、その他の子どもたちへ

NGO・市民広場パネルディスカッション風景



活動のフィールドは国内と海外と異なりながら、共通の問題として「日本の社会」「子ども」について活発な意見交換が行なわれ、会場からの議論が白熱。

活動のフィールドは国内と海外と異なりながら、共通の問題として「日本の社会」「子ども」について活発な意見交換が行なわれ、会場からの議論が白熱。

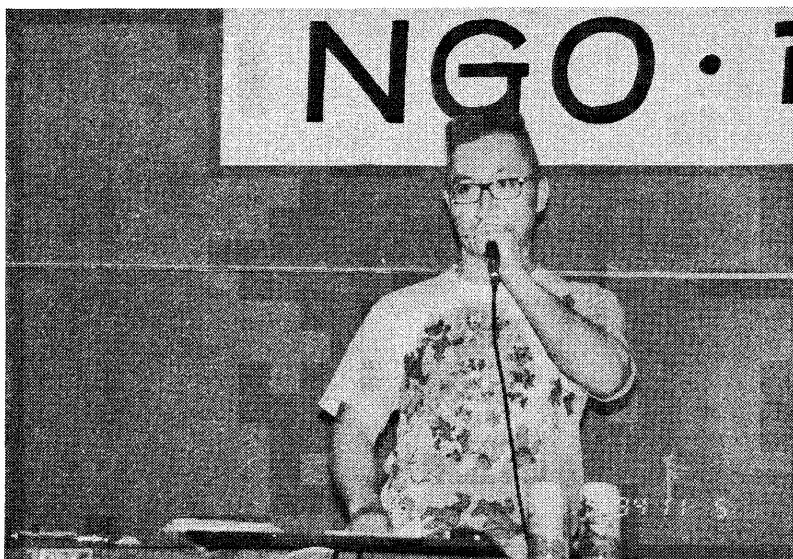
最後の討論は、会場全体で討論しました。個人間の意見交換を中心に置き、知らない人同士で数組のまとまりをつくり討論をしてもいい、中間にどのような話を話しているかということ、報告して、最後に任意で大人と一緒に集まり討論しました。その時の子どもたちの様子は、実に真剣に熱を入れて話し合っていて、これは私自身が言えることでは無いのですが、きっと来ていた子どもたちは充実した時間を送れたと思います。

最後に、子どもたちの感想のなかに、自分たちと同じように考えている「仲間」とあって、自信を持った、というものがありました。このように様々な子どもたちからの感想を聞き、子どもたちの出合いの場、さらなる行動へとつながる場、そして、ごく普通に生活を送る子どもたち自身が様々な価値観と人と出会える場の重要性和必要性を更に強く感じました。(勝本浩司)

の活動紹介、これを契機とした更に広い地域的な活動への手助け等がありました。内容は、まず、グループとして参加した子どもたちから、それぞれの活動紹介をもらい、次に、ビンゴゲーム、最後に討論という形式でした。活動紹介では、会場の中心に各グループの子どもたちが来て、丸く全体を見回して紹介を行っていました。また、人数の多いグループでは、子ども

に向かって横一列に並び紹介してくれたグループもありました。活動紹介全体としては、当日配布した「子どもアクション広場 グループ紹介」という冊子に各グループが前もって書いてくれたようなことの説明でした。その中で特に記憶に残ったグループ紹介をしてくれたのは、ちびすけランド共和国中学生リーダーズ倶楽部「トリーキングキッズ」という青森からきたグループでした。かれらは、全体的なグループ紹介と

ました。ビンゴゲームでは、大人も、子どもも、会場全員に参加してもらいました。ゲームの内容は、条約に関する一六の問題を解くのですが、問題では自分だけで解くのではなく、その問題の答えを知っている人を探しだす、というものでした。その時に自己紹介も一緒にし、最終的には解けた答えに当たる欄が、縦・横・斜め一線に揃うまで人に聞き、早く解けた三〇人程度に条約の本、はがき、国連のポールペン等の商品を配りました。



ランキンさん元気に歌う(一日目交流会から)
「さあ、変なおじさんの登場だよ。君たち、元気がないよ。」

参加する子どもがつくっていく企画に

私はディサイドというグループを代表して子どもアクション広場に参加しました。このグループは、東京の町田というところで、若者を中心として主に社会について学習を行ない、その中で「子どもの権利条約」も学んできました。

私やグループのメンバーが権利条約について学習会を開催したり、普及のために活動をして、多くは効果があらわれず、何のために私達は活動しているのだろうという疑問を抱いていました。

子どもアクション広場は、少数者の中のさらなる少数者、つまり権利条約の普及にとめる人間のなかの子どもの結集の場として、大きな役割を果たしたと思います。各地で活動する同世代の人と知り合い、今後の活動にむけて勇気づけられもしました。私が思っているほど、明日の社会へ不安を抱かずともよいのだと思えたほです。子ども達の活力を

肌で感じていて思ったのは、子どもが中心となつて、全国規模の交流会を開催し、子ども達の意見をまとめ、提言していける社会の必要性です。参加した子ども達の活動を、それひとつで終わらせず、子ども達の活力を浪費させないために、子ども達自らの手で、交流会を行いたいと思いました。

大人が企画し、子どもがその中で与えられた役割を果たすのでは、子どもが主体となつての活動への意欲をそぎ、自分達でやらなくても他がやってくれるという気持ちにさせてしまう側面があると思います。参加する子どもも一人一人で作っていく企



広報コンテストで表彰をうける札幌・子どもの権利条約を広める10代の会のメンバー



入門分科会＝フォーラム呼びかけ人の一人、大田堯さんが「条約をどのように理解し、実施するか」で大いに語る。

青森からフォーラム'94に参加して

何と言っても東京は初めて。都会を見てボーゼンとしていました。僕らの住む

青森は少し田舎なので、緑は東京より多いのだと思っていましたが、全然逆で、緑に囲まれたオリンピックピクセンタ―と、近くに見える新宿の高いビル群

はやっぱりショックです。さて、一日目。朝五時に青森を出発したので、交流する前から疲れていました。でも着く早々、早速参加学習で

す。担当の人が面白い人だったので眠気がさめました。「欲しいもの必要なもの」というゲームでは、子どもにとって必要なものを、二四枚のカードから一六枚に、さらに八枚にという風に減らしていくのですが、うち二〇枚は最初から書いてあるカードで、後の四枚は自分たちで書いてからゲームを始めます。私たちは「親、友達、緑、動物」と書きました。減らしていく中で親を捨てるか迷ったのですが、子は親がいなくても育つかというので捨て、また、教育も捨ててしまいました。こんな風に「子どもの権利」を学んでいく方法をもっと知りたいと思いました。また、権利条約を広めようとしているグループが、予想に反してたくさんありびっくりしました。

情報交換をして思ったのは、青森の活動は他の県に比べまだまだたっけだということ。でも、たくさんの方の友達ができました。ひとつの地域では



どうしたら意見を言えるの？ 若者たちも切実。
“昔の若者”と“今の若者”が「大学・高校紛争」をめぐる大激論！（意見表明権分科会より）

ちっぽけでも集まれば心強いな、とも思いました。

初めて聞いた朝鮮学校の人達のこと、差別のこと。制服で義務づけられている学校に私服に通学している中学生がいること。まだまだ知らないことばかりです。僕は、このフォーラムに参加して良かったと思います。

（青森市ちびすけランド共和国
中学生リーダーズ倶楽部
小坂 忠広 中２）

一九九四年一月一日の参議院文教委員会で、権利条約の集中質疑が行われた。質疑に立ったのは肥田美代子（社会）、上山和人（社会）、浜四津敏子（公明）、橋本敦（共産）の各議員。

主要な答弁を紹介する。

〔広報措置について〕

周知徹底のための指導について、文部省は「政府全体としての周知は外務省が中心。外務省のリーフレットの作成に協力するとともに、学校への配付を指導している」とし、文部省独自としては「五月二〇日付の通知を活用するほか、広報紙とか刊行物を参考にしたい。教育委員会や教員を対象とした各種の会議とか研修会で趣旨の徹底を図っている」と答えた。与謝野文相は「学校で権利や義務を教える創意工夫の中で子どもたちが知ることが自然だと思う」と述べた。また、厚生省は「外務省リーフレット一八万部を各施設や児童相談所などに配付している」、法務省は「権利条約の趣旨も盛り込んだ子どもの人権の啓発パンフレットを作成、配付すること

条約発効から半年

——参議院文教委員会で集中質疑

を検討している」と答えた。

〔子ども国会について〕

子どもの日に権利条約関連の行事として「子ども国会」を行うことについて、一九九四年の文部省通知で子ども代表による「子ども希望協議会」を行事例として記載していることを示しながらの質問に対し、与謝野文相は「そういう行事の過程で子どもたちにも知る機会が提供されることの重要性は認識している」と述べるにとどまった。

〔子どもの人権専門委員会について〕

専門委員（ニュースレター No.15を参照）の周知を図るために、法務省は「パンフレットを一〇万五千部作成して、専門委員のいる全国一〇都市の法務局、人権擁護委員、市町村役場、教育委員会、学校に配付している」と述べた。

その他、いじめ、不登校、第二十八条と教科書無償、第一九条と親権の一時停止、第三十条と学校事故、第二九条と学校五日制などがとりあげられた。

（菅源太郎）

子どもの権利条約のモニタリング

ベルギー・ゲント大学セミナー速報

一九九四年十二月十一日から十四日にかけて、ベルギーの古都・ゲントで「子どもの権利のモニタリングに関するヨーロッパ会議」が開催された。

ゲント大学・子どもの権利センター（所長＝ユージーン・フェアハーレン教授）が、各国における子どもの権利条約の実施状況のモニタリング（監視）を効果的に行なうためにはどうすればいいかを模索するために主催したもので、ヨーロッパを中心とする三十数か国から百人以上の研究者・NGO活動家らが参加。条約の実施をめぐる、何を（WHAT）誰が（BY WHOM）モニターすべきかという点についてさまざまな発題が行なわれた。

会議そのものからは期待したよりも得るところが少なかったが、いろいろな意味で考えさせられることが多かったと言える。断片的ではあるが、今後の課題を考えるきっかけになりそうな主要発題者の発言内容を要約して紹介する。

●さまざまなレベルでのモニタリングが必要

——S・S・バスター氏（ユニセフ欧州事務所長）

モニタリングは、何がどのように起こっているのかという実態を把握することに加え、条約の普及も含めた子どもの権利擁護という視点から行なわれなければならない。また、モニタリングは、国際的・地域的・国内的・準国内的といったさまざまなレベルで行なわれる必要がある。

モニタリング機関としては、国連・子どもの権利委員会（CRC）や各国のユニセフ国内委員会が主要な役割を担うことになろう。ユニセフ欧州事務所もCRCにさまざまな協力を行なっ

ている。また、子どもの人身売買や売買春などの重要な問題について国連人権委員会から委嘱を受け、調査・提案・勧告等を行なう特別報告官の役割も重要である。自由権規約人権委員会など他の条約機構も子どもの権利のモニタリングの一翼を担っているが、この点をもっと情報交換ネットワークを整備していく必要がある。

今後、モニタリングに必要な統計指標の整備・公表、実態の集中的分析を行なって包括的な子ども政策を各国で発展させていかなければならない。

●モニタリングの二つの側面

——E・フェアハーレン教授（ゲント大学・子どもの権利センター所長）

モニタリングを通じて権利保障を行なうためには、社会的な側面と司法的な側面を分けて考えなければならない。

司法審査になじまない社会的な権利を保障する上では、CRCの報告制度を通じて公の場での議論を刺激することが重要な役割を果たす。モニタリングの結果を報告する責任は形式的には締約国（政府）にあるわけだが、NGOの役割もあわせて重要であり、また子どもの権利に関する国内委員会のような独立した常在機関（Private Independent Body, PIB）が必要となるだろう。また、実態調査を行なうに当たっては、条約の趣旨に照らし、調査に子どもを関与させ（十二条）、その結果を知らせた上で（十七条）あらためて意見を言わせることが肝要で

ある。

一方モニタリングの司法的側面について言えば、まず条約の自動執行的効力が問題になる。すなわち、とくに条約の規定を反映した国内法規定がない場合にも、条約の条文の文言が一定の基準を満たしていれば、その条文そのものを根拠に法的な救済を求めることができるかどうかということである。

この点は個々の条文について議論をしていかなければならない。もっとも曖昧さの少ないのは、国内法に条約の規定を反映させることである。

なお、条約の中には一般的すぎて法廷で援用できない条文もあるが、その場合、もっと具体的な規定を有している他の国際条約（欧州人権条約など）を参照することが有益である。

●政府の「責任」を原点に置いて

——P・オルストン教授（キャンベラ大学、オーストラリア）

条約では「モニタリング」という言葉は使われておらず、はっきりしたモデルは存在しない。基本的には他の条約機構が行なってきた活動をもとに考えていくしかない。その際原点に置かなければならないのは、条約を批准した国の政府には、国際世界に対するの

この発言の趣旨は、政府は自らがとった措置が正当であることを条約に照らして説明できなければならない、ということであると思われる。

と同時に市民に対しても責任（accountability）を負っているということである。（注／accountabilityという言葉には「説明義務」という意味もあり、

なお、CRCのような条約機構は触媒的な役割に留まり、締約国政府を始めとする他者を奨励することを主要任務とすべきであって、あまり多くを引き受けるべきではない。「建設的対話」という概念にしてもまだまだ限界があるのであり、「何かしなければならな

い」という誘惑に押し切られると問題を残すことになる。

また、子どもの権利を狭い法的視点からのみ考えるのも間違いだが、社会的・経済的・文化的権利を考えるときに法的側面を拒否するのも間違いである。「権利」という法的アプローチをとることによって、①その権利を保障しなければならないという義務をある種の契約としてはっきり受け入れたこ

●子どもの参加抜きは考えられない

—M・G・フレッコイ氏(元ノルウェー・子どものためのオンブズマン)

子どものためのオンブズマンないしはその類似機関には、その活動がよく知られており見えやすいこと(visibility)、権威や信頼性を承認されていること(acknowledgement)、子どもの利益の適切な代弁者であること(representation)などの要素が必要である。そのため、①子どもに苦情申立ての権利を認め、そのための手段としての側面も持つこと、②子どもがアクセスしやすい機関であること、③意思決定機関と緊密な関係を保っていること、などを原則として立てる必要がある。

なお、モニタリングのためのモデルは、子どもの参加を抜きにして考えることはできない。統計調査等を行なう

●子どもの権利擁護という視点でのモニタリングを

—N・カントウエル(元DCC国際事務局)

条約をモニターするに当たっては、そこに規定された個々の権利だけではなく条約の精神についてもモニターし

とが示され、②最低限保障されるべき水準(benchmark)がなければならぬことが前提となり、③そのためにモニタリング機構が存在しなければならぬことがはっきりするからである。この点、ユニセフが「子どもの権利」という言葉を日常的に用いるようになり、政府側もそのように考えるようになりつつあるのは前進と言えるだろう。

に当たっても、そこには子ども自身の意見や経験が含まれていることが必要である。アンケートの質問を作成するにしても、その質問が子どもにとって意味を持つように、質問の作成過程に子どもの参加を得ることが欠かせない。子ども自身の参加がなければモニタリングもできないということを前提に、子どもの参加の権利もモニターすることが必要である。

(注)本稿では詳しく触れる余裕がないが、この点との関連では、イギリスのセーブ・ザ・チルドレンが「参加部」を設置し、自らの組織も含めたNGOがその活動の中でどれだけ子どもの参加を保障しているかをチェックする試みを始めているのも興味深い。

なければならぬ。また、全体的状況についてもモニターすることが必要である。それが将来的に基準を底上げす

ることにつながる可能性があるからだ。

また、条約を現実のものにしていくためには、条約が革命文書ではなく改革を目指した文書であることを前提に、現実的アプローチをとることが肝要である。私は法律家ではないが、法的に厳密な立場をとることがいかに重要であるか、NGOでの経験を通じてわかってきた。

それにしても、いったいなぜモニタリングということにこれほどこだわらなければならないのだろうか。そもそも子どもの状況をモニターすることなしに条約などできなかったものであり、これまでにもモニタリングはしてきたは

●子どもの権利実現のための力量の強化が目的

—M・S・パイス(国連・子どもの権利委員会委員)

条約は対立ではなくコンセンサスを強調し、あらゆる層の参加と協力を重視している。したがって、モニタリングの目的は、子どもの権利を実現するためのその国の力量(capacity)を強化することであり、CRCもそういう

視点から報告の審査を行なっている。その際重要なのは、政府が何をしたかという情報だけではなく、あらゆるレベルのあらゆる情報を収集する必要があるということである。NGOや市民社会がどのように子どもの権利の実現に関与しているかということも含め、社会全体の状況を把握しなければなら

ない。

そのため、情報システムを確立する必要がある。その際、国内における情

ずなのに。

ともあれ、私なりのモニタリングの定義は、子どもの深刻な状況を思い出させるために、あるいは警告するため情報収集することだということに尽きる。すなわち、モニタリングは子どもの権利擁護(advocacy)とわがちがたく結びついたものでなければならぬ。その際、擁護のための活動が財政的裏付けも含めて信頼性を獲得できるように注意しなければならない。国際基準に照らした根拠を示し、ある程度の政治的支持が集められるような活動を構築していくことが課題である。

報を集約するための機関(focal point)が重要である。

* *

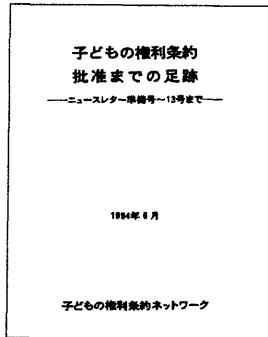
ざっぱくな紹介になってしまったが、こうした諸発言の断片から、今後何を模索していくべきかがほの見えてくるような気がしている。その点についての指摘はまた機会をあらためることとしたい。なお、条約のモニタリングを考えるに当たっては、ユニセフがイタリアのイノセンティ研究所で開いたシンポジウムの報告書“Monitoring the Rights of Children: Innocenti Global Seminar Summary Report”(Maggie Black, 1994, UNICEF)が有益である。(平野裕二)

本の紹介



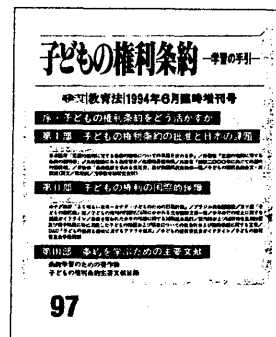
フォーラム'94に参加したNGO・市民団体の活動内容等を1団体ずつ見開きで紹介。各団体の特徴や重点目標が一目でわかる。

子どもの権利条約フォーラム実行委員会編
「子どもの権利条約」NGO・市民団体グループガイドブック（頒価500円）



ネットワークが準備段階から発行してきたニュースレターを、条約批准承認までの13号（1994年4月発行）まで合本にして提供。総目次もついて、これまでの流れを振り返るのに便利。

子どもの権利条約ネットワーク発行
「子どもの権利条約批准までの足跡」——ニュースレター準備号13号まで（頒価3000円）



子どもの権利条約についての基本的な資料集。条約についての主要文献目録のほか、日本の動きと国際的動向についての解説や資料を網羅。

季刊教育法臨時増刊97号「子どもの権利条約——学習の手引き」(子どもの権利条約ネットワーク責任編集、エイデル研究所刊、税込2000円、頒価1600円)

〈ご注文はネットワーク事務所まで〉

黒沢 力(群馬)
条約批准にもかかわらず、子どもに対する暴力・虐待がつづいています。私が関心をもつ学校で、暴力が多く教師によってふるわれ、また周囲から支持されている状況を、早くなくしたいと思っています。また、学習権が「学習しなければならぬ義務」に置きかえられていいるのを、何とかしなければならぬと思います。

金田富佐江(藤沢)
会費会員で何のお手伝いも出来ませんがニュースレターを地域活動で役立てています。これからよろしく。

会
員
の
声



カードゲームやロールプレイングゲームなどを通じ、子どもの権利条約について楽しく学ぶための実践的ガイド。教室や学習会などでの利用に最適。

スーザン・ファウンテン編
「わたしの権利みんなの権利 It's Only Right!」(児童の権利に関する条約「子どもの権利条約」を学ぶための実践ガイド)(ユニセフ刊)

『子どもの権利条約』No.17
1994年12月15日発行
★発行(隔月刊)
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child
Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
(月曜日/午前11時~午後4時)
★発行人 喜多明人
★編集人 平野裕二
★年会費 3,000円
18歳未満 500円
定期購読 3,600円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷

憲法と子どもの権利条約
喜多明人・立正大学喜多ゼミナール編
ぼくらの権利条約
■季刊教育法
子どもの意見表明権と学校
子どもの権利条約と学校・教師
子どもの権利条約の動向と最近の教育判例
定価1500円
2800円
1500円
83号
85号
92号
エイデル研究所
東京都千代田区五番町12
(ドミール五番町1-021)
☎102 電話03(3234)4641/0

1994
子どものしあわせ
10月臨時増刊号
子どもの権利条約
条約の具体化のために
「子どもの権利ってなに？」一条約を理解し具体化するための15項目を解説し、条約全文と問題点を掲載。
過剰適応する「いい子たち」
おとま 学 争
斎藤茂男 1500円
くもくじ(優秀児願望という熟病/子どもを愛せない症候群/「新人類」世代の子育て事情/保育の新しい役割)って何？
〒162 東京都新宿区 早稲田町560-8 草土文化
TEL 03(3204)4811
FAX 03(3204)4818